（登録申請書に添付する書類）

第七条　法第六条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類（以下「添付書類」という。）は、次に掲げるものとする。

（削る）

（削る）

一　縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

二　サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類

三　入居契約に係る約款

（削る）

四　サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、委託契約に係る書類

（削る）

（削る）

（削る）

五　法第七条第一項第八号に掲げる基準に適合することを証する書類

（削る）

（削る）

六　その他都道府県知事が必要と認める書類

（心身の故障によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うことができない者）

第十五条の三　法第八条第一項第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（契約締結前の書面の交付及び説明）

第二十条　法第十七条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　登録事業者が第六条第十号に該当する場合にあっては、介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報

四・五　（略）

（心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者）

第二十四条の二　法第二十九条第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により登録事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録申請書に添付する書類）

第七条　法第六条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類（以下「添付書類」という。）は、次に掲げるものとする。

一　縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及び第十一条第一号の規定により同号イ及びロに掲げる者のいずれかが常駐する場所の位置を表示した付近見取図

二　縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及びその敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援施設のそれぞれの敷地内における位置を表示した図面

三　縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

四　サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類

五　入居契約に係る約款

六　登録を申請しようとする者が、サービス付き高齢者向け住宅等を自ら所有する場合にあっては、その旨を証する書類

七　サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、委託契約に係る書類

八　登録を申請しようとする者が法人である場合においては、登記事項証明書及び定款

九　登録を申請しようとする者（未成年者である場合に限る。）の法定代理人が法人である場合においては、登記事項証明書

十　法第七条第一項第六号及び第七号に掲げる基準に適合することを誓約する書面

十一　法第七条第一項第八号に掲げる基準に適合することを証する書類

十二　登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（令第二条に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人）が法第八条第一項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

十三　登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が法第八条第一項第一号から第五号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

十四　その他都道府県知事が必要と認める書類

（新設）

（契約締結前の書面の交付及び説明）

第二十条　法第十七条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　登録事業者が第六条第九号に該当する場合にあっては、介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報

四・五　（略）

（新設）